

「建築士サポートセンター」開設のご案内

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月1日から、旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

（公財）佐賀県建設技術支援機構では、改正法の円滑な施行に向けて、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする「建築士サポートセンター」を開設しました。
お気軽にご連絡ください。

建築士サポートセンターの概要

- サポートの対象者・建築物
 - ・ 建築確認の手続きを予定している建築士等の皆様
 - ・ 原則、現4号建築物のうち新2号建築物に該当するもの

■ サポートの流れ

- ① 【お申込み】 建築士等の皆様が事務局（佐賀県建設技術支援機構）にサポートの申込み
※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります
- ② 【サポート内容確認】 申込者が事務局に申請書類・図面等一式を提出
(サポート内容に関する申請書類・図面等一式を提出ください)
- ③ 【サポート日時連絡】 事務局が図面等を確認し、日程調整のうえ申込者に連絡
- ④ 【アドバイスの実施】 事務局で対面又はWEBミーティングでの実施（1時間程度）

■ サポート内容

※以下のアドバイスをしますが、基準への適合性を確認するものではありません

- ・ 確認申請図書の作成アドバイス
(建築基準法関係図書等、建築物省エネ法関係図書等の種類及び記載方法)
- ・ 構造関係に関するアドバイス (壁量計算、設計支援ツールの使用方法)
- ・ 建築物省エネ法に関するアドバイス (省エネ適判手続き、仕様基準、省エネ計算)
- ・ 住宅ローン減税に必要な省エネ基準適合証明作成アドバイス

- 費用：無料 (申込、WEBミーティングに係る通信費等は、申込者でご負担ください)

- 期間：令和6年12月9日（月） ～令和7年9月30日（火）予定

- 申込方法：「建築士サポート」申込書をメール又はFAXで事務局あてご提出ください

《 建築士サポートセンター事務局 》

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所

〒849-0936 佐賀市鍋島町大字森田912番地 (担当：岩崎、峯)

TEL：0952-97-5610

FAX：0952-97-5609

E-mail：kenchikusapo@sagacat.or.jp

■ ステップ1 事務局にサポートを申込み

事務局：公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所

〒849-0936 佐賀市鍋島町大字森田912番地 （担当：岩崎、峯）

TEL：0952-97-5610 FAX：0952-97-5609 E-mail：kenchikusapo@sagacat.or.jp

- ・ サポート申込書をメール又はFAXにて提出ください。申込書様式はホームページに掲載しています。
- ・ 事務局から申込受付後に申請書類・図面等一式の提出依頼のご連絡をします。

※ 申請書類・図面等一式のご提出が原則ですが、部分的なご相談についてもサポートします。



■ ステップ2 事務局に申請書類・図面等一式を提出

以下の申請手続き等について、申請書類・図面等一式を事務局にご提出ください。

（部分的なご相談の場合は、関係する申請書類・図面等一式を提出ください。）

- ・ 確認申請図書（建築基準法関係図書等・建築物省エネ法関係図書等）
- ・ 構造関係図書（壁量計算書、設計支援ツール資料等）
- ・ 建築物省エネ法関係図書（省エネ適判申請図書、仕様基準資料、省エネ計算書等）
- ・ 住宅ローン減税対象建物に関する資料

提出方法：持参、郵送、メール（データはPDFでお願いします）

※ 提出された資料は、原則としてお返ししません。

- ・ サポート員を決定し、サポート員が申請書類・図面等一式を予め確認します。
- ・ 申込者とアドバイスを行う日程の調整を行います。



■ ステップ3 サポート員によるアドバイス

- ・ 提出された申請書類・図面等一式についてサポート員がアドバイス（助言、指摘等）を行います。
- ・ アドバイスは、対面又はWEBミーティングで行います。（1時間程度）
- ・ 対面の会場：公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所（会議室）
- ・ WEBの方法：ZOOMミーティング

※ サポート業務は、確認申請書類一式の作成にあたって必要な知識・経験について、具体的計画に沿いつつ客観的にサポートするものです。具体的な計画への設計・コンサル業務としての関与や、確認審査業務の一部を担うものではありません。
内容の適否につきましては、必ず確認申請先にて再度確認・相談をお願いいたします。